

# あなたも「介護サポーター」になりませんか？

地域包括支援課地域包括支援係  
☎0824・73・1279



講義中の様子

市は4月1日から、要支援1・2の方への「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」の2つのサービスについて、従来と同じ支援内容の「現行相当サービス」に加え、支援内容を簡略化し、利用料を少し抑えた「基準緩和型サービス」を新しく設けました。「基準緩和型サービス」では、身体的な介助などの必要がなく、少額の生活支援があれば自宅で生活できる方に対して、介護の資格を持つ専門職に加え、市が実施する介護サポーター養成研修修了者もスタッフとしてサービスに従事できます。

●介護サポーターはどのようなことをするの？

「基準緩和型サービス」を実施する事業所に所属し、訪問介護（ホームヘルプサービス）の生活援助や、通所介護（デイサービス）のスタッフとしてサービスに従事します。

●介護サポーターになるための研修はどんな内容なの？

生活援助の基礎知識や、コミュニケーション技術など、2日間（12時間）の講義・演習および実習（訪問介護事業所と通所介護事業所）があります。平成28年度は、25人が修了されました。

●介護の経験がなくても大丈夫？

介護サポーター養成研修は、介護福祉士や介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者などの資格を保持していない方を対象としています。介護の経験や知識がない方でも、介護の仕事に関心があり、携わってみたいとお考えの方は、ぜひ研修を受講し介護サポーターとしてご活躍ください。

●研修はいつあるの？

本年度は、6月頃と秋の2回実施する予定です。詳細は、行政文書や市のホームページでご案内します。

## 安心・安全な毎日のために

### 山火事に注意しましょう！

空気が乾燥している今の時期は、枯れた葉や枝が多く、下草も枯れているので、山火事が大変発生しやすくなります。

山火事の原因は、たき火やたばこの投げ捨て、草焼きなど、人の過失によるものが多くを占めています。山火事は、いったん発生すると容易に消火することができず、大切な森の草木を奪い去ってしまいます。

### 次のことに注意して山火事を防ぎましょう！

- ▼風の強い日や、乾燥した日は屋外で火を使用しない。
- ▼草焼きなどを行う際には2人以上で行い、必ず水バケツなど消火用具を準備する。
- ▼焼却作業中はその場を離れず、作業後は完全に消火する。
- ▼たばこの火は必ず消し、吸殻は投げ捨てない。



### ！ 廃棄物の焼却は法律により禁止されています

ただし、次の場合の廃棄物の焼却は焼却禁止の例外となります。  
▽震災その他の災害の応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
▽風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
▽農業、林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

▽たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

草焼きなどを行う際は、火災と間違われぬように、事前にお近くの消防署・出張所へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」を提出してください。  
※届出書は、備北消防のホームページから印刷することができます。



備北消防ホームページ  
<http://www.119-bihoku.jp>



備北消防イメージキャラクター トンビくん

庄原消防署 ☎0824・72・9911  
東城消防署 ☎08477・2・4005